

山形県遊佐町沖における協議会（第 1 回）

○日時

令和 4 年 1 月 2 4 日（月） 1 0 時 0 0 分～ 1 2 時 0 0 分

○場所

オンライン開催

○参加者

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー一部新エネルギー課風力政策室 石井室長、国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用調査センター 野口所長、農林水産省水産庁漁港漁場整備部計画課 小林計画官、山形県環境エネルギー部 杉澤部長、山形県遊佐町 時田町長、山形県漁業協同組合 伊原理事・遊佐町関係漁業者、山形県漁業協同組合 田代理事、山形県漁業協同組合 西村専務理事、山形県内水面漁業協同組合連合会 大場代表理事会長、山形県鮭人工孵化事業連合会 尾形会長理事、東北公益文科大学 吉村学事顧問、一般財団法人日本エネルギー経済研究所 工藤理事、一般社団法人海洋産業研究・振興協会 中原顧問

（オブザーバー）環境省大臣官房総合環境政策統括官グループ環境影響審査室 豊村室長補佐、公益財団法人海洋生物環境研究所中央研究所海洋生物グループ 三浦主幹研究員

○議題

（1） 本協議会の運営について

- 構成員による推挙及び座長からの指名により、座長を吉村構成員、副座長を中原構成員と選任された。
- 事務局より協議会運営規程（案）を説明し、承認された。

（2） 説明・意見交換

山形県

- 当県においては、資料 5 に記載の通り、庄内の沿岸域において、洋上風力発電の導入可能性を検討する目的で、平成 30 年 7 月に海域利用者、有識者、経済団体、金融機関、行政機関等が参画す

る山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議を設置し、また、この会議の中に、遊佐沿岸域における具体的な議論を行うために、遊佐沿岸域検討部会を設置し、地域住民の方々を含め検討を重ねてきた。更に、漁業関係者、有識者、行政関係者などで構成される漁業協調策等検討会議を設置し、漁業と洋上風力発電事業の協調策や漁業の振興策について検討を重ねてきた。本協議会に臨むに当たっての県の基本的な考え方としては、これらの会議で議論された内容が十分に尊重され、反映されるような協議会の運営を行っていただきたい。

- 当該会議や地元住民への説明会の中では、洋上風力発電事業の意義を十分に理解し、町の30年後の将来を考え、地域の存続、振興、活性化に繋がるような事業としていくために、本協議会において、事業者を求める事項に関する十分な協議を行い前に進めてもらいたいとの意見が示されている。一方、住民の洋上風力発電事業への理解がまだ十分ではないとの声もあり、環境や生活への影響について懸念や不安を持つ意見も出され、このまま手続きが進んでいくことへの不安を持つ声も一部にある。そのため、本協議会の位置づけについて理解を促進し、しっかりと協議、周知する必要があると考えている。そして、県や遊佐町と連携し、新たな産業、雇用、観光資源の創出など、地方創生にも資する洋上風力発電事業が実現できるよう、協議を進めてほしい。
- 漁業関係については、県が漁業関係者や有識者と共に取りまとめた「漁業協調策、振興策に関する対応方向」に沿った協調策、振興策を確実に反映してほしい。その実施に当たっては、漁業関係者の意見が十分に反映されるよう求めていきたい。
- 以上の状況から、協議会の意見とりまとめは拙速にならないよう、開催回数や期間等に必ずしもこだわらずに、地元構成員の意見が十分反映され、懸念事項が払拭されるまで丁寧に協議を進めていく必要があると考えている。
- 洋上風力発電事業者を求める事項や事業者選定に際して求める事項などこれまで県が設置した会議において示された意見等については、この後地元の各委員からも表明されると思うが、次回以降も具体的に示していきたいと考えている。

遊佐町

- 洋上風力発電事業の推進に際しては、当町としての意見を5点述

べさせていただきます。

- 1点目、事業の推進に際しては、予め問題の発生を防ぐ、予防原則を徹底していただきたい。
- 2点目、風力発電設備の設置エリアに関する設置基準、ガイドラインなどを設定し、公開していただきたい。
- 3点目、内水面も含め漁業へのリスク、環境面へのリスクなど、事業による地域へのリスクを回避することが必要と考えている。そのためには、協定の締結、またその協定内容の検討が必要と考えている。
- 4点目、遊佐町においては、新過疎法に基づく、過疎地域持続的発展計画を策定したところである。当計画において洋上風力発電導入に際しては、町民に対して丁寧な説明会を県・事業者に求めていくことを示しており、洋上風力発電事業の推進に際しては丁寧な説明をお願いしたい。
- 5点目、持続可能な未来づくり、地球温暖化防止に向けたカーボンゼロ、カーボンニュートラルが求められている。国においても2050年カーボンニュートラルが宣言され、気候変動非常事態宣言が国会にて可決されたところでもある。これらの状況を踏まえ、遊佐町としては、地域の活性化の視点も含め、酒田港を活用していく必要があると考えている。酒田港の基地港湾化を進めるとともに、水素関係のインフラの整備、研究施設の誘致、洋上風力発電の電力の活用など、洋上風力発電事業や酒田港の活用が将来的な水素社会に繋がる形で展開していくことを期待している。

山形県漁業協同組合（理事・遊佐町関係漁業者）

- 洋上風力発電事業の推進に際しては、地域、漁業との共存共栄が前提であることが提示資料などで示されており、漁業者としても非常に重要な事項と考えている。一方、本当に共存共栄が実現可能であるか疑問を持っている。具体的には、事業者選定の評価基準に関して、現在の評価基準は価格重視の配点ルールになっていると考えており、漁業振興や地域振興などを含む事業実現能力が低い事業者が選定されてしまう疑問や不安を持っている。他の区域における事業者の選定結果をみても、漁業振興や地域振興などが含まれた事業実現性より、価格重視の配点となっていないか。遊佐もそうなるようであれば漁業者は洋上風力発電事業に賛成することはできないと考えている。価格だけでなく、地域振興や

漁業振興など重視した配点ルールを検討していただきたい。

山形県漁業協同組合（理事）

- 当漁協として、本協議会での協議内容に対する回答は、漁業者や理事会に持ち帰り協議を行った上で回答することをご承知おきいただきたい。
- 風力発電設備が設置されることにより、漁業への影響は必ず発生することになるが、子孫、これから漁師を志す者のためにも、海を使い続けることができるよう、関係者と協議を行っていききたい。漁業者が生きていけるよう、丁寧な協議をお願いしたい。

山形県漁業協同組合（専務理事）

- 資料3の6頁の「再エネ海域利用法の概要」の「課題②」の「対応」の中に記載されている「事業者による地元調整に係る負担軽減」について、具体的に、どのようなことであるのか教えていただきたい。
- また、11頁の「促進区域の指定基準の概要」の中に記載されている「海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること」との基準について、風力発電事業のいずれの段階からの基準となるのか、発電事業者が選定され、調査を開始する段階からの基準と認識しているが、認識に違いはないか教えていただきたい。

事務局（経済産業省）

- 「事業者による地元調整に係る負担軽減」について、例えば、気象庁や防衛省で運用しているレーダーへの風力発電設備による影響などに関して、今までは発電事業者が個別に確認・調整を行っていた。再エネ海域利用法に基づき、国が促進区域を指定する場合においては、促進区域内に風力発電設備を設置することによってレーダー等に対して影響が生じないか、国側で事前に関係省庁へ確認・調整を行うことにより、事業者の負担軽減を図る旨の内容となる。
- 「漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること」との基準については、発電事業者が選定され、調査を行う段階も含めた基準である。

山形県漁業協同組合（専務理事）

- 当漁協としては、漁業資源を守り育ててきた歴史がある。漁場は漁業者にとって非常に大切であり、将来にわたり、漁業資源、漁場を守っていくことが必要であると考えている。一方、海的环境を活用した、国や県の政策と向き合うことも、漁業や漁村地域との協調、共生の観点から大切であると考えている。このような漁業関係者の考えを認識していただくとともに、行政、事業者、漁業関係者が共有して真摯に協議を行っていくこと、先行利用者である漁業関係者が理解、納得した上で協議を進めていくことについて共通認識を持っていただくことによって、協議が円滑に進んでいくものと考えている。
- 遊佐地区については、当該地域漁業者はもちろんのこと、共同漁業権を共有、利用している酒田地区の漁業者への影響も及ぶことから、漁協として酒田地区の漁業者も含めた意見・調整を行いながら協議を進めていただきたい。
- 本日、説明いただいた内容については、漁協関係者に説明・意見聴取を行った上で、次回以降の協議会にて漁協としての意見を述べさせていただきたい。
- 協議に際しては、関係者の意見を踏まえ、関係者が十分納得できるまで行うことが非常に大切であり、協議会の回数や時間を限ることなく進めていただきたい。

山形県内水面漁業協同組合連合会

- 内水面漁業における重要魚種であるサケやサクラマスなどについて、河川での稚魚の放流後、オホーツク海、ベーリング海、アラスカ湾まで北上し、成長後、河川に戻ってくる。これらの回遊ルートは遊佐沖だけでなく、秋田県、青森県などの日本海側が含まれ、当該海域には洋上風力発電の計画がある。そのため、遊佐沖の海域での魚類への影響調査だけでなく、回遊ルート上にある洋上風力発電が計画されている地域と連携し、情報交換や漁業影響調査・評価などの実施をお願いしたい。
- また、他の有望な区域や促進区域における協議で示されている、サケやサクラマスに関する懸念事項、また、影響調査やモニタリング調査など懸念事項への対応内容に関しての情報を共有いただき、洋上風力発電事業によるサケやサクラマスなどに対する影響の懸念を払拭できるよう進めていただきたい。

- サケやサクラマス稚魚、幼魚の海域の北上経路について、サケは沿岸から2 km程度沖合い、サクラマスは更に沿岸寄りを北上すると聞いているが、親魚の回帰経路については不明な点が多い状況。経路により、河川への遡上への大きな影響が懸念され、回帰経路を明確化する調査についても必要と考えている。
- その他、鮎についても、河川で生まれた後、海域へ出て10月～1月位まで、砂浜の波打ち際で成長することが判明している。遊佐地域は砂浜域が多く、鮎の稚魚の重要な生息域となっていることが考えられる。そのため、鮎の稚魚の生息状況のモニタリング調査を行っていただきたい。また、洋上風力発電設備の設置により、鮎の稚魚の生息域である砂浜の環境に変化が生じないかについても懸念しており、検証をお願いしたい。
- 事業者選定の得点結果は公表されるのか教えていただきたい。また、現在の評価基準においては、価格が一番低い事業者は価格点が満点となり、それにより、事業実現性が他の事業者より劣っている事業者が選定される可能性がある。結果として、価格評価のみで事業者が選定されてしまうことを懸念している。
- 各事業者から提案されている、地域振興策、漁業貢献策などを公表いただき、漁業関係者を始めとした地域の関係者は提案内容について確認を行う必要があると考えている。価格評価は産業上重要なことと理解しているが、それ以上に地域の立場としては、地域貢献、漁業貢献が可能である事業者であるのか確認を行うことが必要であると考えており、事業者選定の得点付けに対して漁業関係者を始めとした地域の関係者が意見を述べられる仕組みを検討いただきたい。

吉村座長（東北公益文科大学）

- 他の区域における事業者の評価結果については、公表されており、そちらについても参照いただくとよいかと考えている。

事務局（経済産業省）

- 事業者選定の評価について、供給価格、事業実現性の両面から評価を行うことになるが、事業実現性が著しく低い事業者は失格となる。そのため、供給価格の評価点がいくら高くても、事業実現性のない事業者は選定されない仕組みとなっている。
- 選定事業者から提案された地域貢献策、漁業貢献策などは地域に

とって重要な事項である点を認識している。他の区域の事例ではあるが、今後、選定事業者を含めた協議会が開催され、その中で選定事業者から提案された地域共生策、漁業協調策などに関する具体的な内容が公表されていくこととなる。そちらについても参考にさせていただけるとよいかと考えている。

山形県鮭人工孵化事業連合会

- 本県におけるサケの増殖はその約8割が遊佐町を流れる月光川水系で行っており、遊佐町における主要産業の1つである点をご理解いただきたい。また、月光川においては、サケが壊滅的な状況となったことがあり、山形県、他県などの行政の協力を得ながら回復に努めてきた。洋上風力発電事業により同様の状況を招くことは絶対避ける必要があると考えており、稚魚の北上や親魚の回帰経路に洋上風力発電設備が設置されることは、漁業者にとって大きな懸念を抱いている点をご理解いただきたい。
- サケは温暖化による海水温の上昇にも大きな影響を受けることも指摘されており、サケを守っていく観点からも、化石燃料を使用しない洋上風力発電事業を推進していくことは重要であると認識している。
- サケを守っていくこととクリーンなエネルギーが得られることが両立できるよう、遊佐沖の魚類・環境への一般的な影響調査だけでなく、サケの稚魚の北上経路、親魚の回帰経路の把握調査をお願いしたい。また、調査は風車の設置前だけでなく、設置工事中、運転開始後も同様の調査を行い、比較影響評価をお願いしたい。影響評価については海面、内水面の漁業者などを含む実務者による評価会議の設置もお願いしたい。
- 魚類への影響が生じる場合、誰がどのような対応を行うこととなるのか、事前に明確化していただきたい。
- 当連合会で行っている、サケの増殖事業は、持続可能な、食料資源を作る代表的な事業であり、また、サケは、他の漁業資源と違って沖合まで燃料を使って漁獲に行く必要はなく、放流された河川の沿岸域で漁獲されるエコな漁業資源である。洋上風力発電によるクリーンなエネルギーを活用した持続可能でエコなサケ資源を造成するという国内初のSDGsに即した漁業振興モデルを期待している。
- その他、遊佐町住民として、洋上風力発電事業が、遊佐米、鳥海

山の湧き水より製造される日本酒や洋酒、牡蠣など遊佐町の豊富な食料資源や、鳥海山・飛島ジオパークなどの観光資源などを活用した観光産業の創出、洋上風力発電によるクリーンな電力の地産地消による、新たな産業の創出、雇用の創出などの地域振興に繋がるようお願いしたい。

工藤構成員（一般財団法人日本エネルギー経済研究所）

- 洋上風力発電事業の推進に際しては、事業による地域への悪影響の低減、地域振興の促進を図っていく必要がある、一方、日本のエネルギー・環境政策に則り、国民負担の観点も踏まえた上で検討を進めていくことが重要。地域振興などに関しても、透明性、公正性を確保した地域振興方策などについて関係者と共に検討していきたいと考えている。
- 事業者選定の評価基準に関して、本協議会でも多数の意見が示されたが、他の区域でも同様の意見が示されている。これに関して、事務局からの説明の通り、事業者が選定され占用許可に至るまでの間に、事業者も協議会構成員となり、地域の関係者と地域振興策の具体的内容などを協議していくプロセスが確保されている。他の区域の協議内容などを参考に協議を行っていくことで、当区域における洋上風力発電事業の推進に向けた検討の充実化が図っていただけるものと期待している。
- 山形県から発言があった通り、地域住民の洋上風力発電事業への理解が進んでいないといった意見も寄せられていることから、漁業影響評価、環境影響評価など科学的知見に基づく評価を行い、関係者の事業に対する懸念の払拭、理解促進を図った上で、地域振興と日本のエネルギー・環境政策が両立できる方策を関係者と検討を行っていくことが必要であると考えている。これらに関しても引き続き協力をしていきたい。

中原副座長（一般社団法人海洋産業研究・振興協会）

- 事業者の選定後も、風力発電事業の実施中は協議会が継続し、事業者は協議会構成員となり、関係者と協議を行いながら事業を進めるとともに、協議会の協議結果を尊重することが求められている。今まではこの仕組みについて、理解が必ずしも進んでいなかったと感じており、今回の協議会において、認識が一定程度進んできたものと考えている。協議会は、全ての関係者が洋上風力発

電事業に対する意見を共有し、共通認識を持つための非常に重要な場であると考えている。事業者選定後も協議会において、地域貢献策の評価なども含めた協議を継続することとなるかと考えており、副座長としても協力していきたい。

農林水産省水産庁

- 今後の協議に際して、山形県より、洋上風力発電導入に向けて設置した各種会議において議論された内容を尊重、反映いただきたいとの意見があり、それらに対応することは必要である。一方、今回の協議会においても、関係者より様々な意見も示されている。今までの各種会議における議論の内容だけにとらわれず、協議会で示された意見に対しても丁寧な対応をお願いしたい。

山形県漁業協同組合（専務理事）

- 今後の協議会について、実際に漁業を行っている漁業者も参加しており、休漁日である、火曜日又は土曜日に開催していただきたい。

山形県漁業協同組合（理事・遊佐町関係漁業者）

- 重ねての意見となるが、事業者選定の評価基準については、次回の協議会までに基準の変更の必要性について検討いただきたい。

事務局（経済産業省）

- 協議会については、回数を限ることなく、地域や漁業との共存共栄策なども含め、構成員が協議会のとりまとめに同意するまで続く。また、協議会のとりまとめについては、事業者選定の際の公募占用指針にも明記され、選定事業者はとりまとめられた事項の実施が求められる。
- 事業者選定の評価については、都道府県知事にもご意見を伺い、その都道府県知事のご意見を最大限尊重して、国が事業者の評価を行うこととなる。また、事業実現性がない事業者はいくら供給価格点が高くても、失格となる。
- 更に、選定された事業者は協議会の構成員となり、事業内容等については地域の関係者と協議を行った上で実施し、実施状況についても協議会で確認していくこととなる。昨年末に、事業者が選定された他の区域では、今後、選定事業者を含む協議会を開催し、

その中で、共生策などが公表されていく。

- 漁業、環境などへの影響評価については、選定事業者が実施することが基本であるが、評価内容については公表され、専門家を交えて評価を行っていくことが重要であると考えている。評価の実施時期についても、発電事業の実施前、実施中、実施後にわたり必要であると考えている。
- 洋上風力発電事業による漁業への支障について、促進区域の指定は漁業に支障を及ぼさないことが見込まれることを前提として指定することとなる。そのため、事業者選定前の協議会において、漁業への支障に関する協議を行うとともに、事業者選定後も、漁業に支障が生じないように、事業者による漁業影響調査、協議会における地域関係者との支障回避などに関する協議を行いながら事業を進めていくこととなる。ただし、想定外の支障が発生する可能性は否定できず、再エネ海域利用法の基本方針において、事業者の責により漁業の操業等に支障を及ぼした場合、事業者が関係漁業者等に対して必要な措置を取ることは従前と変わるものでない旨が示されている。そのため、協議会のとりまとめにおいて、事業者の責により、漁業の操業等に支障を及ぼした場合、事業者が関係漁業者等に対して必要な措置をとる旨を明記する必要があると考えている。他の区域のとりまとめにおいても同様の記載がなされている。
- 今回の協議会で構成員から示された漁業影響などのご懸念に関連して、次回以降の協議会で専門家を招き、説明いただくよう進めていく。
- 協議会の開催日については、休漁日に配慮して進めていく。

吉村座長（東北公益文科大学）

- 洋上風力発電事業の推進に際して、様々な問題や課題が生じてくるかと思うが、洋上風力発電導入により遊佐町が発展していくことを願っており、各種問題や課題をクリアし、事業推進に向けた前向きな検討を行っていきたいと考えている。関係者の皆様には引き続きご協力をお願いしたい。
- 事務局においては、今回の関係者からのご意見を踏まえ、次回以降の協議会開催に向けた準備を進めていただきたい。

以上